

## 滋賀県総合教育会議について

### 1 趣旨・根拠

地方教育行政制度の改革の一環として、首長と教育委員会が総合の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4の規定に基づき、今年度から新たに設置されるもの。

### 2 会議の概要

- ・知事が招集、原則公開。
- ・構成員は、知事と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- ・協議、調整事項は以下のとおり。
  - ① 大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 3 第1回会議の開催結果

日時：平成27年4月24日(金)15:00～17:00

場所：県庁北新館5-B会議室

議事：(1)運営要綱の策定

(2)大綱協議

(第2期滋賀県教育振興基本計画に前文を付して「大綱」とする方向性を確認)

(3)全国学力・学習状況調査について

(4月21日に実施された調査問題の概要)

(4)就学前教育の充実と義務教育への円滑な接続について

(滋賀県国公立幼稚園長会、滋賀県保育協議会の会長を招いての意見交換)

### 4 今後の会議開催および協議内容等(予定)

第2回(6/22)	大綱協議、重点施策の取組状況報告、ヒアリング(多様な教育主体)
第3回(8月)	大綱協議、次年度以降の重点施策協議、ヒアリング(放課後の取組)
第4回(9月)	全国学力・学習状況調査の結果および学ぶ力に関する分析について
第5回(10月)	インクルーシブ教育の推進と社会的・職業的自立の実現などについて
第6回(2月)	読書活動(環境整備など)について